

【概要版】

第3次嘉手納町地域福祉推進計画

(地域福祉計画・地域福祉活動計画・
成年後見制度利用促進基本計画)



令和7年3月
嘉手納町 福祉課
社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会



計画策定にあたって

(1)

計画策定の背景と目的

本町は、2015（平成27）年度から第1次地域福祉推進計画を通じて、町民が地域への関心を高め、安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。その後、2020（令和2）年度からは第2次地域福祉推進計画に基づき、町民が生活課題を「自分ごと」として捉え、地域に参加する機会を増やすことを目指して取り組んできました。

これまでに培われてきた町民相互の支え合いや地域のつながりを基盤として、本町は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現を目指しています。地域全体で支え合い、孤立を防ぐ共生社会を実現させるため、今後も地域の実情に応じた支え合い活動を充実させていきます。その取組みを具体化するため、第3次地域福祉推進計画を策定します。

なお、必要とされる福祉的支援が届かないことが再犯につながるという指摘もあることから、犯罪や逆行のない安全で安心な地域社会づくりを進めるためにも、生きづらさを抱えて罪を犯した人の更生を図るため、嘉手納町再犯防止推進計画を第3次地域福祉推進計画に包含します。

また、本町では、2018（平成30）年以降の5年間で、高齢者数及び高齢化率は増加傾向にあります。このような状況において、今後もひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度の重要性が一層高まると考えられます。認知症や知的障害、その他の精神的な障害などにより判断能力が不十分な場合でも、住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう支援する成年後見制度は重要です。制度の利用を促進し、そのための体制を整備することを目的として、嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、第3次地域福祉推進計画に包含します。

(2)

計画の期間

2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標年度とする5年間の計画とします。また、老人福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画／子ども・子育て支援事業計画、健康・食育かでな21等個別計画の基本的な方向性と整合性を保つものとします。また、社会情勢や地域実情等の変化に伴い、計画内容の変更に必要が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	2030 (令和12)年度
第5次嘉手納町総合計画				→		
第3次地域福祉推進計画						
嘉手納町再犯防止推進計画						
嘉手納町成年後見制度利用促進 基本計画		本計画		→		
嘉手納町老人福祉計画（高齢者 保健福祉計画）	→					
嘉手納町障害者計画・障害福祉 計画・障害児福祉計画	→					
嘉手納町こども計画／子ども・子 育て支援事業計画					→	
健康・食育かでな21						→



(3) 計画の位置づけ

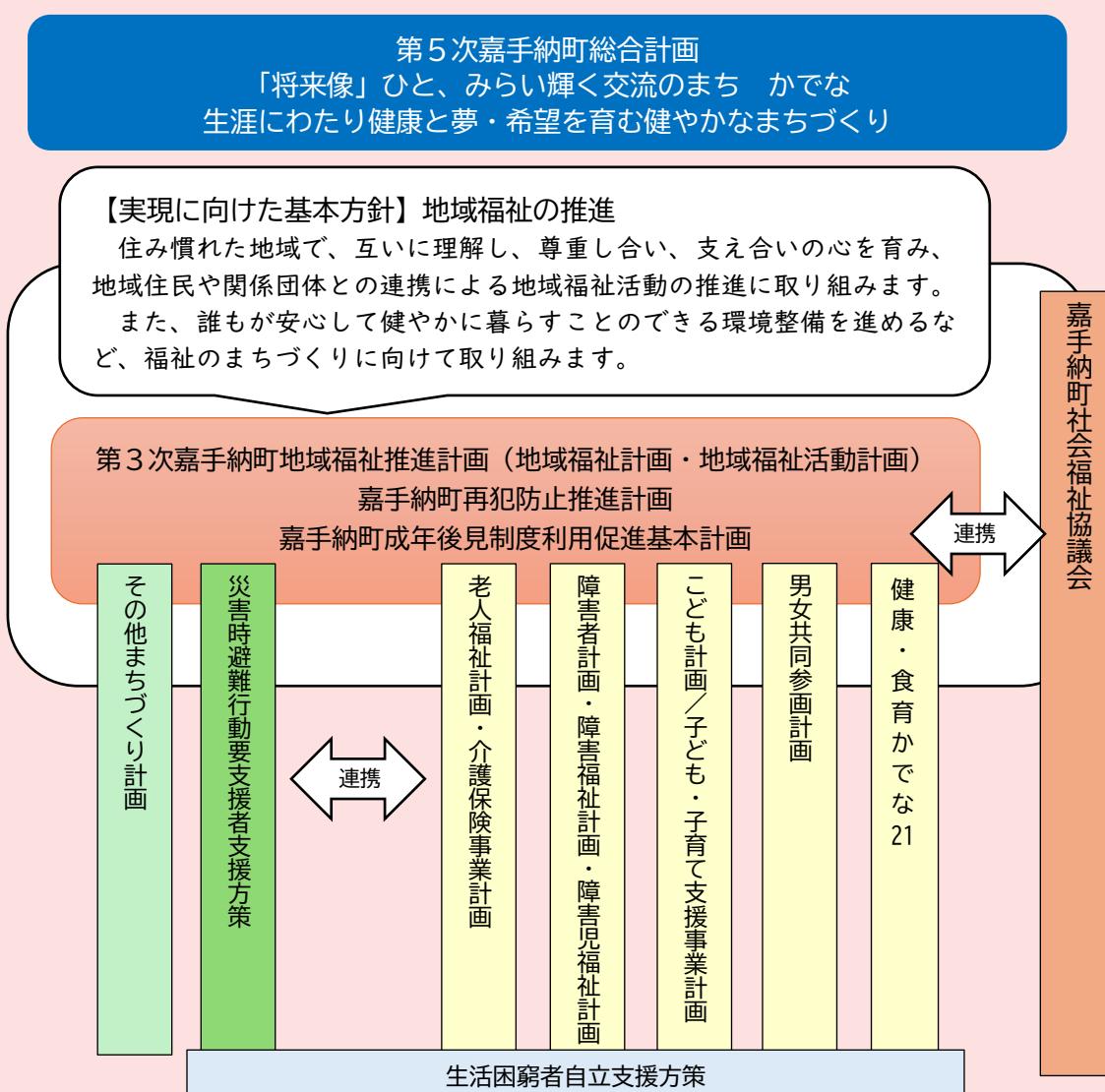
地域福祉推進計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく、「市町村地域福祉計画」です。本計画は、町民や多様な主体との連携・協働により、地域の生活課題や福祉ニーズに柔軟に対応する「支え合い（共助）」の仕組みを構築するための指針となります。

嘉手納町再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、地方再犯防止推進計画における具体的な取組内容を定めたものです。

嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する、市町村における基本的な計画です。

さらに、本計画の実効性を高めるため、嘉手納町社会福祉協議会（以下、町社協）が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉の向上に関する取組みを推進します。

■上位・関連計画と本計画の位置づけ





計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

町民一人ひとりが、世代を超えた交流を通じて互いに寄り添い、優しさと支え合いの輪を広げることで、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるまちの実現を目指します。以下の基本理念のもと地域福祉を推進します。

人をつなぎ、支え合い、安心のまち かでな

(2) 基本方針

1. 気軽に助け合える地域社会の実現

「気軽に助け合える地域社会」の実現には、まずは住民一人ひとりが地域の課題を自分事として捉え、小さな活動からでも参加しやすい仕組みが必要です。そのために、ボランティアや担い手の育成・役割づくりを進め、多様な世代や背景を持つ人々が互いを理解し合い、支え合う文化を醸成していくことが重要です。

見守り・支え合いの体制や地域拠点の機能強化を通じて、早期支援につなげるネットワークを築いていきます。自治会や各種団体の活性化とその連携促進により、地域の人々のつながりを広げ、専門的な知識や技術をもつ関係機関・団体と協働して地域福祉を推進していきます。



2. 地域に根差した包括的な支援体制の確立

地域に根差した包括的支援の確立には、複雑化する住民のニーズに対応できるように、相談窓口や支援者の横断的な連携体制を強化し、早期発見・早期介入が可能な地域ネットワークを整備することが不可欠です。あわせて、情報のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい情報提供に努めるとともに、生活困窮者等への支援や権利擁護に対する理解促進を図り、住民一人ひとりが適切なサービスを受けられる仕組みを充実させることが重要です。

これらの取組みを進めることで、関係機関や地域住民と連携し、よりきめ細やかな支援体制を構築していきます。



3. 安心して暮らし続けられる地域環境の実現

交通・居住に関する支援を強化し、高齢者や障害者、子育て世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みを整えます。また、公共施設の防災機能と有効活用を図り、日常時には地域の福祉拠点、非常時には避難所として機能させる体制を整備します。防犯意識や自主防災組織の活性化を通じて、地域ぐるみで安全・安心を守る取り組みを促進します。

これらを一体的に推進することで、地域住民一人ひとりの安全・安心を確保し、誰もが身近な地域で安心して暮らし続けられる地域環境を実現していきます。



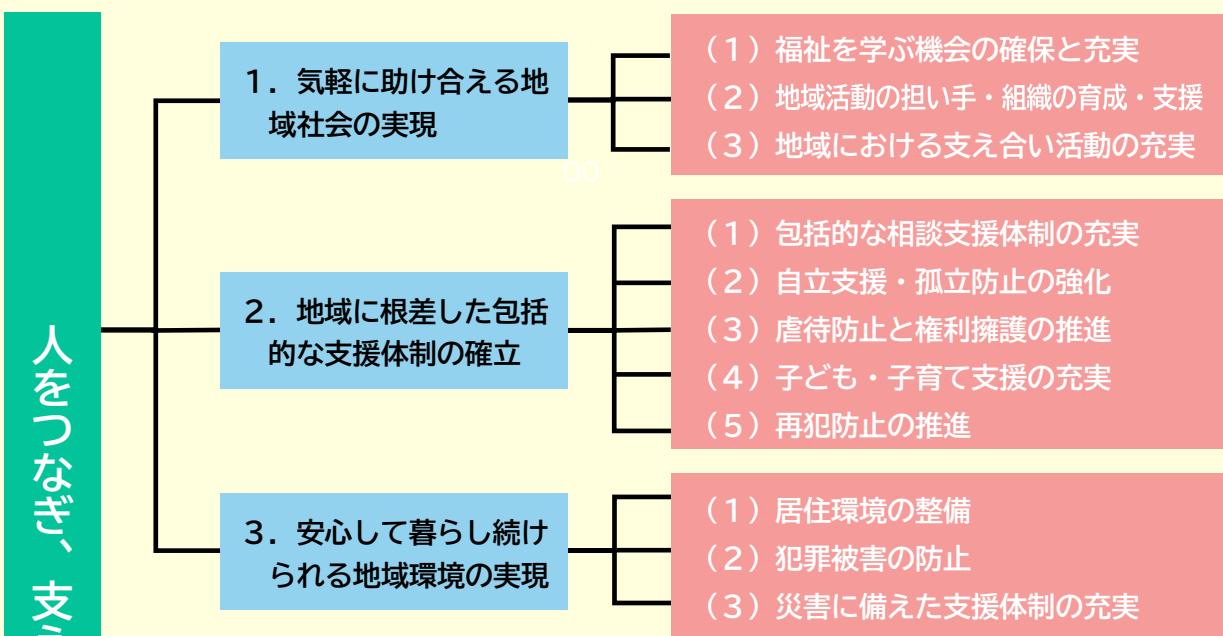
(3) 施策の体系

基本理念の実現に向けて、本計画で定めた基本方針のもと、取り組むべき施策を位置づけた施策体系を以下に示します。

基本理念

基本方針

基本施策



嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画

1. 総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等
(2) 後見人等の担い手確保・支援

2. 尊厳のある本人らしい生活の継続支援

- (1) 相談体制の充実
(2) 意思決定支援の充実

3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- (1) 地域連携ネットワークの構築
(2) 成年後見制度の広報・啓発活動の強化



(4) 成果指標

基本方針1. 気軽に助け合える地域社会の実現

	現状値 (2024年度)	成果指標 (2029年度)	備考
認知症サポーター数	1,338名	1,588名	延べ人数 福祉課実績
ボランティア登録数	485名	500名	町社協実績
ボランティア登録数 (団体数)	27団体	27団体	町社協実績
地域行事に参加している町民の割合	21.9%	27%以上	町民アンケート ※1
ボランティア活動に参加した経験がある町民の割合※2	30.4%	36%以上	町民アンケート
身近な地域における交流の場の確保※3	8箇所	8箇所以上	町社協把握
見守り協定の締結数	14事業所	20事業所	町社協実績
町社協が「どのような仕事をしているか、だいたい分かる」町民の割合	44.7%	50%以上	町民アンケート
民生委員・児童委員が「どのような仕事をしているか、だいたい分かる」町民の割合	40.8%	46%以上	町民アンケート

※1) 2019年度実施の町民アンケートの回収数は863件、2024年度に実施した際の回収数は709件

※2) ボランティア活動に「参加している」+「以前は参加していたが現在は参加していない」割合の合計

※3) 地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）（町委託事業）、社協サロン、なかゆくい朝市等

基本方針2. 地域に根差した包括的な支援体制の確立

	現状値 (2024年度)	成果指標 (2029年度)	備考
日常生活の支援が必要となった場合に、どうしたらしいか知っている町民の割合	63.6%	67%以上	町民アンケート
悩みや不安について「誰に（どこに）相談したらよいか分からぬ」町民の割合※4	21.1%	15%以下	町民アンケート
「再犯防止」の認知度※5	7.6%	11%以上	町民アンケート
「成年後見制度」の認知度※6	42.0%	48%以上	町民アンケート

※4) 日常生活の中で特に感じている悩みや不安について、「相談していない」人（355件）が回答した割合。

※5) 「どのような取組みをしているか、だいたい分かる」と回答した割合。

※6) 「意味について知っている」と回答した割合。

基本方針3. 安心して暮らし続けられる地域環境の実現

	現状値 (2024年度)	成果指標 (2029年度)	備考
自宅近くの避難場所を知っている町民の割合	69.8%	75%以上	町民アンケート
自主防災組織の設立数	2	6	第5次総合計画 より
津波避難ビルの指定	1箇所	3箇所	第5次総合計画 より



(5) 福祉圏域

1 基礎圏域

町民生活で最も身近な単位は、6つの行政区です。各行政区ではコミュニティセンターを中心に年中行事や自治会活動が行われるとともに、高齢者の「地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）」（以下、ミニデイサービス）や見守り隊等の活動が実践されています。

町民の日常生活や地域活動の実践の場として最も関わりが深く、気軽に声をかけ合うことができる範囲として、行政区を「基礎圏域」として設定します。

2 中圏域

生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカーが配置されている地域です。基礎圏域における活動では解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源の活用を図り、町民の活動をサポートします。

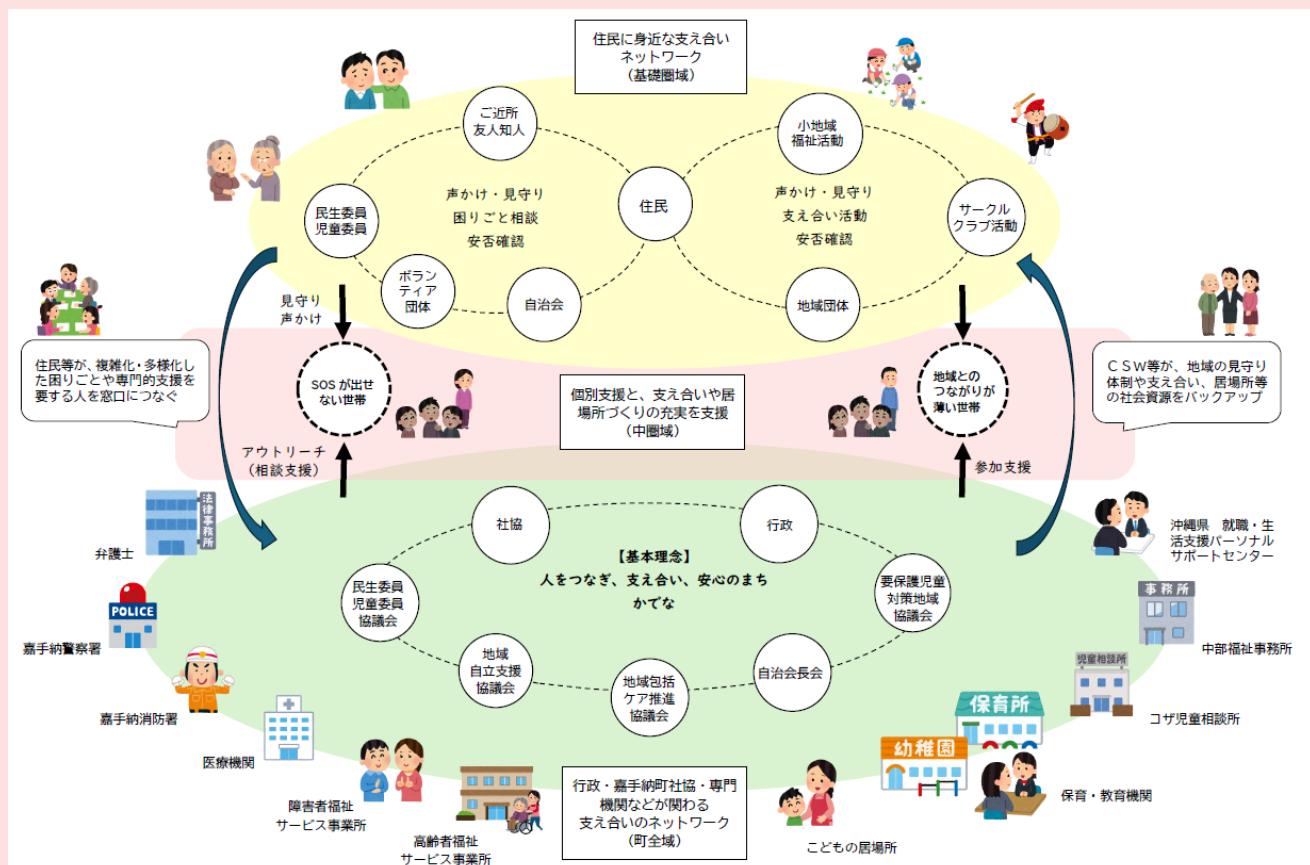
地域の範囲は、関係機関や団体及び町民と連携し、地域独自の支え合い活動を推進しやすい範囲として、地域の実情を考慮し行政区を以下のように2区分した地域を「中圏域」として設定します。

中圏域1：東区、中央区、北区

中圏域2：南区、西区、西浜区

3 町全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲として、町全体を「町全域」として設定します。





第3次嘉手納町地域福祉推進計画に関する問合せ先

嘉手納町役場 福祉課

〒904-0293

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL : 098-956-1111 FAX : 098-956-9508

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

〒904-0204

沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜 447 番地 1

TEL : 098-956-1177 FAX : 098-957-2530